

ウェストミンスター憲章と「変則的」ドミニオン

細川 道久

1. はじめに

第1次世界大戦後のイギリス帝国は、帝国体制から帝国＝コモンウェルス（Empire-Commonwealth）体制へと転換（移行）した。植民地・保護領は引き続きイギリス本国に従属したのに対し、ドミニオン（dominions）はイギリス本国と対等な地位を得たことで、垂直的な帝国と水平的なブリティッシュ・コモンウェルス（British Commonwealth of Nations）¹からなる二重構造が生み出されたのである。

帝国体制から帝国＝コモンウェルス体制への転換は、1926年のバルフォア報告書（Balfour Report）から1931年のウェストミンスター憲章（Statute of Westminster）²にかけての時期に起きたとみるのが一般的である。ウェストミンスター憲章³の前文では、1926年と1930年の帝国会議（imperial conference）⁴を踏まえ、カナダ自治領（Dominion of Canada）〔以下、カナダ〕、オーストラリア連邦（Commonwealth of Australia）〔以下、オーストラリア〕、ニュージーランド自治領（Dominion of New Zealand）〔以下、ニュージーランド〕、南アフリカ連邦（Union of South Africa）〔以下、南アフリカ〕、アイルランド自由国（Irish Free State）〔以下、アイルランド〕、及びニューファンドランド（Newfoundland）が、王冠への共通の忠誠によって結ばれた自由な連合であるブリティッシュ・コモンウェルスのメンバーであることが謳われている。もっとも、体制転換を招いた要因を加味すれば、転換の時期はさらに遡りうる。例えば、1923年のハリバット（オヒョウ）漁業条約（Halibut Treaty）は、カナダが国際法人格を確立したことを示す重要な出来事であり⁵、むしろウェストミンスター憲章は、ドミニオンとイギリス本国の関係変化を追認したものと解釈できる。こうしたドミニオン主導の体制転換という

1 「ブリティッシュ・コモンウェルス」という文言が最初に公式に使用されたのは、英愛条約（Anglo-Irish Treaty）（1921年12月6日）第4条においてであったとされる。S. R. Mehrotra, "On the use of the term 'Commonwealth'", *Journal of Commonwealth Political Studies*, vol. 2, issue 1, 1963, p.12. 同条文は、次の通り。The oath to be taken by Members of the Parliament of the Irish Free State shall be in the following form:— I …… do solemnly swear true faith and allegiance to the Constitution of the Irish Free State as by law established and that I will be faithful to H. M. King George V., his heirs and successors by law, in virtue of the common citizenship of Ireland with Great Britain and her adherence to and membership of the group of nations forming the British Commonwealth of Nations.

2 法学分野では「ウェストミンスター法」と表記されるが、通例「ウェストミンスター憲章」と呼ばれており、本稿では後者を用いる。

3 本稿の【資料】に「ウェストミンスター憲章」の試訳と原文を掲載した。

4 1926年の帝国会議がアーサー・バルフォア（Arthur James Balfour, 1st Earl of Balfour）を議長とする帝国関係委員会に検討を託し、同委員会が作成したのがバルフォア報告書である。

5 小川浩之『英連邦——王冠への忠誠と自由な連合』中央公論新社、2012年、68頁。

見方に対して、イギリスが白人移住植民地と強固な結合関係を作ろうとした「ラウンド・テーブル運動 (Round Table movement)」が果たした役割を評価する見方もある⁶。

それでは、帝国体制から帝国＝コモンウェルス体制への転換は、一様に起きたのだろうか。ブリティッシュ・コモンウェルスを構成するドミニオンは、ウェストミンスター憲章によってイギリス本国と対等な地位をこぞって獲得したのだろうか。かかる点を考察するため、本稿ではまず、イギリス帝国史の基本史料であるウェストミンスター憲章を検討し、オーストラリア、ニュージーランド、及びニューファンドランドには同憲章がすぐに適用された訳ではなかったことを確認する。次いで、ドミニオンといっても限りなく植民地に近かったニューファンドランドの歴史を素描する。これらの考察を通して、ドミニオンの歩みの多岐性、すなわち、多様なドミニオンが混在するブリティッシュ・コモンウェルスの実態を指摘し、バルフォア報告書やウェストミンスター憲章が、帝国体制から帝国＝コモンウェルス体制への一様な転換を促すものではなかったことを示したい。

昨今、植民地・従属地を重視してきた従来のイギリス帝国史研究に対して、ドミニオンを中心とした「ブリティッシュ・ワールド (British world)」ないしは「ブリティッシュ・ディアスポラ (British diaspora)」に光が当てられている⁷。しかしここでは、ドミニオンの横の繋がりがクローズアップされ、ドミニオンを一括りにして理解する傾向がみられる。特にニューファンドランドのもつ特異な歴史に関しては、これまで軽視されてきた。その意味で本稿は、ドミニオンの多岐性に注目することでイギリス帝国の構造を考える問題提起を意図しているとともに、ニューファンドランド史研究の意義を示す試論でもある。

2. ウェストミンスター憲章の検討

そもそもウェストミンスター憲章は、何を規定していたのか。同憲章によってすべてのドミニオンがイギリスと対等な地位を得たのだろうか。あるいは、対等な地位といっても完全に対等と言いうるものだったのだろうか。これらの点につき、同憲章の内容を確認しておこう。

(1) ウェストミンスター憲章の斬新的側面

同憲章の第1条において、「ドミニオン」がカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、アイルランド、及びニューファンドランドを指すことを明記した上で、第2条第

6 木畑洋一『イギリス帝国と帝国主義——比較と関係の視座』有志舎、2008年、196-198頁〔同「帝国の残像——コモンウェルスにかけた夢」山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編『帝国とは何か』岩波書店、1997年、209-211頁〕、松本佐保『「ラウンド・テーブル」運動とコモンウェルス——インド要因と人種問題を中心に』山本正・細川道久編『コモンウェルスとは何か——ポスト帝国時代のソフトパワー』ミネルヴァ書房、2014年。

7 細川道久『カナダの自立と北大西洋世界——英米関係と民族問題』刀水書房、2014年、201-204頁。

1項では、本国法が植民法よりも優位にあることを規定した1865年の「植民法の適法性に関する法 (Colonial Laws Validity Act)」⁸がドミニオンには適用されないことが謳われ、同条第2項では、ドミニオンが制定した法律が、イギリスの法律に矛盾するという理由で無効にはならないことや、ドミニオンの法律の一部となっているイギリスの法律を改廃できることを規定している。第3条では、ドミニオンが領域外に関する立法権を有することを明記し、第4条では、ドミニオンが同意しない限り、イギリスの法律がドミニオンに及ぶことはないことが謳われる。第5条と第6条では、1894年の「商船法 (Merchant Shipping Act)」と1890年の「植民法海事裁判法 (Colonial Courts of Admiralty Act)」にある規定の一部がドミニオンに適用されないことが記されている。

このようにウェストミンスター憲章は、イギリス本国から6つのドミニオンに対して大幅な権限移譲を認めていると言える。だが、この点が過度に強調されるあまり、同憲章によってドミニオンにイギリス本国と対等な地位が与えられたかのように解されてしまうのである。それでは、イギリス本国による縛りは完全になくなったと言えるのだろうか。さらに同憲章を見てみよう。

(2) ウェストミンスター憲章の植民地的制約——条件付き規定

第4条では、先述したように、ドミニオンの同意なくして、イギリスの法律がドミニオンには及ばないことを規定しているが、これは、逆に言えば、イギリスがドミニオンに関する権限を留保していることを明文化していたことになる⁹。

加えて、ドミニオンに関するイギリスの法律すべてをドミニオン側が改廃できる訳ではなかった。すなわち、第7条第1項と第8条にあるように、カナダの憲政に関わる英領北アメリカ法 (British North America Acts)、オーストラリアの憲法 (Constitution) あるいは憲法法 (Constitution Act)、及びニュージーランドの憲法法 (Constitution Act) には、ウェストミンスター憲章は適用されなかったし、第9条では、オーストラリアの諸州の立法権についても同憲章の適用外とされたのである。

さらに重要なのは、第10条の規定である。この規定について、従来さほど注目されてこなかったように思われる¹⁰。以下に全文を示しておこう〔重要と思われる箇所に下線を施した (引用者)〕。

8 「植民法効力法」(齋藤憲司「オーストラリアの『独立』——イギリス議会による1986年オーストラリア法制定」『ジュリスト』872号、1986年11月、57頁)や「植民法有効化法」(小川浩之『英連邦——王冠への忠誠と自由な連合』中央公論新社、2012年、75頁)という訳語もある。

9 齋藤、前掲論文、57頁。

10 第10条については、齋藤、前掲論文、57頁と、山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情3』、2003年12月、95頁、で指摘されているが、ほとんどの研究では言及がない。次の書は、国際法上のドミニオンの特異な位置を論じた貴重な研究だが、同条への言及はない。また同書では、ドミニオンの国際法的地位の検討という主題からはずれるがために、ニューファンドランドについては、「ドミニオンとしては不安定な存在であったから、ここでは無視してさしつかえない」とされる。松田幹夫『国際法上のコモンウェルス——ドミニオンの中立権を中心として』北樹出版、1995年、30頁。

第10条第1項

本法の次の条項、すなわち、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条のいずれの条項も、ドミニオンの法律の一部として適用される当該ドミニオンに拡張されるものではない。ただし、その条項が当該ドミニオンの議会で採択されている場合や、本法のいずれかの条項を採択する当該議会の法律の規定によって、その採択を本法発効前、あるいは、採択する法律が明記している時期のいずれかの時点から有効としている場合は除く。

第10条第2項

前述のドミニオンの議会は、いかなる場合でも、本条第1項が言及するいかなる条項の採択も撤回することができる。

第10条第3項

本条が適用されるドミニオンとは、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、及びニューファンドランドである。

ここにみるように、ウェストミンスター憲章の第2条から第6条までの規定は、オーストラリア、ニュージーランド、及びニューファンドランドには直ちに適用される訳ではなく、同地での同憲章採択を待たねばならなかったのである。

ここまでの考察をまとめると以下ようになる。

- ①ウェストミンスター憲章は、「植民地法の適法性に関する法」がドミニオンに適用されないことなどを規定することで、ドミニオン側に大幅な権限を認めた。
- ②しかし、ドミニオンに関する権限をイギリス側が留保していることが明文化されていたのに加えて、ドミニオンの憲政に関する最重要法律の改廃権をドミニオン側に認めておらず、ドミニオンがイギリスと完全に対等になった訳ではなかった。
- ③ドミニオン側に大幅な権限を認めるウェストミンスター憲章の規定は、オーストラリア、ニュージーランド、及びニューファンドランドには直ちに適用されなかった。

つまり、本章冒頭に掲げた問い——《ウェストミンスター憲章によってすべてのドミニオンがイギリスと対等な地位を得たのか》と《対等な地位といっても完全に対等といえるものだったのか》——に対する答は、いずれも否なのである。ウェストミンスター憲章には、イギリスとドミニオンの対等性を認めた斬新的側面があるものの、同憲章が植民地的制約を解消した訳ではなかった。かつまた、ドミニオンは一律には扱われず、同憲章には条件付き規定が設けられていたのである。

(3) ウェストミンスター憲章の採択——オーストラリアとニュージーランド

前項でみたように、ウェストミンスター憲章において条件付き規定が適用されたのは、オーストラリア、ニュージーランド、及びニューファンドランドであった。これら3つのドミニオンのうち、オーストラリアとニュージーランドでは、それぞれの議会が同憲章を採択した。

すなわち、オーストラリアは、1942年に「ウェストミンスター憲章採択法 (Statute of Westminster Adoption Act)」を採択し、第2次世界大戦開始時の1939年9月3日に遡って発効させた¹¹。さらにニュージーランドも、1947年に同じく「ウェストミンスター憲章採択法」¹²を採択した。同憲章の採択を遅らせたのは、両者ともイギリス本国からの「独立」にメリットを感じなかったためであった。オーストラリアの場合、同憲章を採択したのは、シンガポール陥落、ダーウィン (Darwin) 及びブルーム (Broome) への攻撃、特殊潜航艇のシドニー湾内への侵入攻撃など、未曾有の危機に見舞われた時期であった。それはすなわち、「イギリスの弱体化を認識したオーストラリアが外交権の確立を求め」る一方、「アメリカ〔合衆国〕に対して援助を求めはじめた」時期であり、「この時からイギリス離れとアジア・太平洋国家化の動きが始まった」とされる¹³。

3. さらに変則的なドミニオン——ニューファンドランド

それでは、ウェストミンスター憲章で条件付き規定の適用対象であったもう1つのドミニオンであるニューファンドランドの場合はどうだったのだろうか。実は、ニューファンドランドに同憲章が適用されたのは1949年のカナダへの編入時であり、それまで同地は同憲章を採択することはなかった。すなわち、カナダとの合同合意 (Terms of Union of Newfoundland with Canada) の第48条¹⁴において、「合同以降、『ウェストミンスター憲章、1931年』は、カナダの他州に適用されているのと同様にニューファンドランドに適用される」と規定されたのであ

11 山田、前掲論文、95頁。齋藤、前掲論文 (58頁) では「ウェストミンスター法適用法」と表記。Statute of Westminster Adoption Act, 1942 (Australia) [Assented on 9 October 1942]の正式名は、An Act to remove Doubts as to the Validity of certain Commonwealth Legislation, to obviate Delays occurring in its Passage, and to effect certain related purposes, by adopting certain Sections of the Statute of Westminster, 1931, as from the Commencement of the War between His Majesty the King and Germanyであり、同法前文には「〔ウェストミンスター憲章の〕採択が、ドイツとの戦争開始時に発効していたとするために」との文言があり、同3条で「『ウェストミンスター憲章、1931年』の第2条、第3条、第4条、第5条、第6条は採択され、その採択は1939年9月3日に発効したものとす」とある。Australian Government ComLaw: <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2004C07077>, accessed on April 10, 2015.

12 Statute of Westminster Adoption Act, 1947 (New Zealand) [Assented on 11 November 1947]. 矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情3』、2003年12月、138頁。同論稿では「ウェストミンスター法採択法」、齋藤、前掲論文 (60頁) では「ウェストミンスター法適用法」と表記。

13 藤川隆男編『オーストラリアの歴史——多文化社会の歴史の可能性を探る』有斐閣、2004年、223頁。

14 Terms of Union of Newfoundland with Canada [Assented on March 31, 1949]. 第48条は次の通り。From and after the date of Union the Statute of Westminster, 1931, shall apply to the Province of Newfoundland as it applies to the other Provinces of Canada.

る。しかも、カナダ編入時のニューファンドランドは、1934年に責任政府（responsible government）を返上して以降、行政管理政府（Commission Government）の統治下にあり、自治は認められていなかった。つまり、ニューファンドランドは限りなく植民地に近い立場に置かれていたのである。かかる点は、ウェストミンスター憲章第1条でドミニオンと規定されたニューファンドランドが「ドミニオン」に値する地位を維持できず、かつ、同憲章の条件付き規定を「克服」できなかったことを示すものである。

だが、そもそもニューファンドランドは、同憲章制定以前から、カナダなどと同列のドミニオンと呼ぶには相応しくなかった。イギリス帝国での自立化傾向を強めていたドミニオンとは異なり、イギリス帝国との緊密な紐帯を必要としていたのである。以下では、20世紀初頭から第2次世界大戦勃発前までのニューファンドランドの歴史を概観し、同地の歩みが「植民地から国家へ（colony to nation）」というイギリス帝国史の通常の図式とは異なることを示したい¹⁵。それはまた、ドミニオンとして一括りしてしまいがちなイギリス帝国史理解の修正を迫ることになる。

ニューファンドランドは、カナダ、オーストラリアなどの他の自治植民地とともに、イギリス帝国の植民地会議（colonial conference）に代表を送っていた。1907年の植民地会議において、自治植民地を指す名称として「ドミニオン」が採択され、あわせて植民地会議も帝国会議と改称された。こうした動きは、イギリス本国とドミニオンの関係の変容を促したが、それを主導したのはカナダやオーストラリアなど先発自治植民地であり、ニューファンドランドではなかった。また、これによってニューファンドランドの対外プレゼンスが向上した訳ではなかった。

第1次世界大戦が勃発すると、他のドミニオン同様、ニューファンドランドも積極的な戦争貢献を行なった。同地で最も記憶に留められているのは、ソンム（Somme）の戦いの初日である1916年7月1日のボーモン・アメル（英語では「ボーモント・ハメル」）（Beaumont-Hamel）の戦いである。なお、オーストラリアとニュージーランド連合軍（Australian and New Zealand Army Corps（ANZAC））による「アンザック神話」を生んだガリポリ（Gallipoli）の戦いでも、多数のカナダ人兵士が死傷したヴィミー・リッジ（Vimy Ridge）の戦いでも、ニューファンドランドの連隊が犠牲を払ったことも付言しておきたい¹⁶。他のドミニオンで第

15 次の拙稿は、ニューファンドランドの歴史を大航海時代から20世紀中葉まで概観している。細川道久「島嶼部からみる歴史研究の新地平——ニューファンドランド島（カナダ大西洋岸）を題材に」『奄美ニューズレター』（鹿児島大学大学院人文社会科学研究所地域経営研究センター）第39号、2015年3月、4-9頁。

16 戦争の記憶・顕彰のあり方は、ニューファンドランドとカナダでは異なっていた。ニューファンドランドでは、ボーモン・アメル（Beaumont-Hamel）の戦いが行なわれた7月1日を「メモリアル・デー（Memorial Day）」として、戦争犠牲者を追悼してきた。1949年のカナダ編入後になって、7月1日を「ドミニオン・デー（Dominion Day）」（1867年7月1日、英領北アメリカ法の発効によってカナダ自治領が成立したのを記念する日。1982年に「カナダ・デー（Canada Day）」への改称が決定し、翌年より名称変更を実施。）としても挙行するようになったため、「メモリアル・デー」と「カナダ・デー」の双方が実施されている。例えば、ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州（Province of Newfoundland and Labrador）の

1次世界大戦での戦争貢献・犠牲が「ドミニオン・ナショナリズム」を高めたように、ニューファンドランドでも同様の動きがみられたが、それは限定的であった。

たしかに、第1次世界大戦でのイギリス帝国に対する貢献によって、ニューファンドランドの地位が高まった。1917年の初開催以降、帝国戦時内閣 (Imperial War Cabinet) と帝国戦時会議 (Imperial War Conference) に代表を送り、帝国政策に関与した。また、1918年には高等弁務官 (High Commissioner) が駐在したのに加え、「ドミニオン・オブ・ニューファンドランド (Dominion of Newfoundland)」と称されるようになった。とはいえ、他のドミニオンと対等に扱われた訳ではなかった。パリ講和会議でイギリス首相ロイド・ジョージ (David Lloyd George, 1st Earl of Dwyfor) は、他のドミニオンとインドの代表の意見を重視したため、ニューファンドランドは、ヴェルサイユ条約に調印できなかったし、国際連盟 (League of Nations) の原加盟国にもなれなかったのである。通例、第1次世界大戦は、「植民地から国家へ」という発展過程の重要な段階として捉えるのが一般的であるが、ニューファンドランドにはそれが当てはまらないのである。同地はドミニオンと称されても、不完全なドミニオンであり、イギリス帝国において変則的な扱いを受けたのである¹⁷。

その後、1926年と1930年の帝国会議を経て1931年にウェストミンスター憲章が制定されたが、これに対して当時のニューファンドランドは、過大な自治が与えられることを望まなかった。1926年の帝国会議に出席したニューファンドランド首相W・S・モンロー (Walter Stanley Monroe) は、「最も若いドミニオンというよりも最古の植民地の代表」と認識していたのである。ウェストミンスター憲章でニューファンドランドが条件付き規定の対象となったのは、同憲章による大幅な権限移譲によって同地とイギリス本国との紐帯が弱まるのを憂えていたことの反映であった¹⁸。

世界恐慌後のニューファンドランドの歩みはさらに変則的になる。責任政府を返上し、行政管理政府に統治が委ねられることになったのである。ニューファンドランドは、世界恐慌に

州都セントジョンズ (St. John's) では、7月1日早朝にシグナル・ヒル (Signal Hill) でカナダで最も早い日の出を祝った後、午前には戦争記念碑 (War Memorial) 前で「メモリアル・デー」の式典、午後には州議事堂 (Confederation Building) 前のコンフェデレーション・ヒル (Confederation Hill) で「カナダ・デー」の祝賀行事が催されている。e. g. Sean Cadigan, "Remembering Beaumont Hamel's fallen", *The Telegram* (St. John's), June 30, 2015. また、ニューファンドランドでは、第1次世界大戦が終結した11月11日は、「休戦記念日 (Armistice Day)」である (カナダでは「戦没者追悼記念日 (Remembrance Day)」と呼ばれるが、現在ニューファンドランドでも Remembrance Day の呼称が使われるようになった)。第1次世界大戦でのニューファンドランド部隊については、次の書などがある。Frank Gogos, *The Royal Newfoundland Regiment in the Great War: A Guide to the Battlefields and Memorials of France, Belgium, and Gallipoli*, St. John's, 2015.

17 James K. Hiller, "Status without Stature: Newfoundland, 1869-1949", in Phillip Buckner (ed.), *Canada and the British Empire*, Oxford, 2008, pp. 134-135.

18 *Ibid.*, p.136.1931年当時のニューファンドランド政府は、ウェストミンスター憲章草案に同意する意向であったが、世論が反対したため、ニュージーランドと同じく条件付き規定を求めた。*Ibid.*

よって甚大な打撃を被り、1億ドルの負債を抱えていた。これに対してイギリスは、同地への財政介入をすとしても、責任政府体制を存続させる訳にはいかなかった。また、大陸本土側のカナダは、ニューファンドランドに支援の手を差しのべることはなかったし、カナダへの編入を検討することもなかった。かくして、1934年2月、ニューファンドランドは、イギリスとニューファンドランドの代表各3名からなる行政管理政府下におかれた。ドミニオンといっても名ばかりで、憲政の実態は植民地同然になったのである¹⁹。

4. おわりに

以上、本稿では、ウェストミンスター憲章の検討とニューファンドランド史の素描を通して、ドミニオンの歩みの多岐性、つまり、多様なドミニオンが混在するブリティッシュ・コモンウェルスの実態に言及し、ウェストミンスター憲章が帝国体制から帝国＝コモンウェルス体制への一様な転換を促す、あるいは反映するものではなかったことを明らかにした。同じドミニオンといっても歴史的展開は様々であり、特にニューファンドランドの事例は、第1次世界大戦からウェストミンスター憲章に至る過程をドミニオンの自立化の動きとして捉える通常のイギリス帝国史にはまったく当てはまらないのである。このようなニューファンドランドというドミニオンを、J・H・ヒラー (James H. Hiller) は「分不相応な (身の丈に合わない／実態にそぐわない) 地位 (status without stature)²⁰」と形容しているが、言い得て妙である。

イギリス帝国が他のヨーロッパ諸帝国と異なるのは、白人移住植民地、つまり、ドミニオンを有していたことにあった²¹。ドミニオンとは、W・D・マッキンタイア (W. David McIntyre) の表現を借りれば、「植民地と独立の中間状態 (a halfway house between colonial status and independence)²²」であり、この中間状態をより具体的に解明することこそが、イギリス帝国の特徴を理解する上で重要ではないだろうか。冒頭でも述べたように、近年、植民地・従属地が主対象であったイギリス帝国史研究に対して、ドミニオンを中心とした「ブリティッシュ・ワールド」に焦点を当てる動きが見られる。そこではドミニオンの横の繋がりに注目するあまり、ドミニオンを一括しそれを植民地・従属地と対峙させて扱う傾向がある。しかし、同じドミニオンでも、自立化傾向の強いドミニオンから、ニューファンドランドのように自立化傾向の乏しい (あるいは、限りなく植民地に近い) ドミニオンまで存在していたのであり、グラデーションを付けてドミニオンを分類することができれば、イギリス帝国の柔構造

19 *Ibid.*, pp. 136-137. なお、これ以降、第2次世界大戦からカナダ編入までのニューファンドランドの歴史については、前掲拙稿「島嶼部からみる歴史研究の新地平」、8-9頁、を参照。

20 *Ibid.*, p. 127.

21 木畑『イギリス帝国と帝国主義』、196頁 [『帝国とは何か』、209頁]。

22 W. David McIntyre, *A Guide to Contemporary Commonwealth*, Palgrave, London & New York, 2001, p. 11.

が浮かび上がるのではないだろうか。その意味で、ニューファンドランドの歴史に注目することは意義があろう。

ニューファンドランド史に注目することは、イギリス帝国史のみならず、カナダ史、北大西洋関係史、海域交流史などにも一石を投じうる。大陸本土側のカナダに焦点を当てがちだったカナダ史に「もう1つのカナダ史」像を提供できるし、英米加にニューファンドランドを加えた4者間の北大西洋関係史が描けるだろう。さらに、北米の玄関口にあった同地が海域交流史やグローバル・ヒストリーに提供できる素材は多い²³。「最古のイギリス海外植民地」にして「最も新しいカナダの州」であるニューファンドランドの歴史は豊かな鉱脈に満ちているのである。

【資料】 ウェストミンスター憲章

【①試訳】

ウェストミンスター法〔ウェストミンスター憲章²⁴、1931年（ジョージ5世治世22年、第4号）

条文の構成

- 第1条 本法における「ドミニオン」の意味
- 第2条 ドミニオン議会が制定する法律の有効性
- 第3条 領域外に関する立法に対するドミニオン議会の権限
- 第4条 ドミニオンの同意なしでの連合王国議会によるドミニオン関連立法は不可能
- 第5条 商船に関するドミニオン議会の権限
- 第6条 海事裁判所に関するドミニオン議会の権限
- 第7条 英領北アメリカ法への適用除外、並びに本法のカナダへの適用
- 第8条 オーストラリア及びニュージーランドの憲法法への適用除外
- 第9条 オーストラリア諸州に関する適用除外
- 第10条 本法の数か条は、オーストラリア、ニュージーランド、あるいはニューファンドランドには、採択されるまで適用されない
- 第11条 将来の法律における「植民地」の意味
- 第12条 略称

23 前掲拙稿「島嶼部からみる歴史研究の新地平」、9-11頁。

24 訳出にあたっては、田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、を参照した。同書（910頁）では、「ウェストミンスター法」である。

第4号

1926年及び1930年開催の帝国会議にて可決した決議を有効とする法

1931年12月11日

1926年及び1930年にウェストミンスターで開催された帝国会議にて、連合王国、カナダ自治領、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、南アフリカ連邦、アイルランド自由国、及びニューファンドランドの政府代表が、前述の帝国会議の報告書において宣言、決議することに同意したがゆえに。

本法の前文として以下の事柄に言及することが適切かつ妥当であるがゆえに。すなわち、王冠はブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーの自由な連合の象徴であり、メンバーは王冠への共通の忠誠によって結ばれているがために、王位継承や国王の称号に関する法律の改正には、今後、連合王国議会のみならず全ドミニオンの議会の同意が必要になることは、コモンウェルスの全メンバー相互の安定した立憲的地位に合致するがゆえに。

連合王国議会が今後制定する法律はすべて、いかなるドミニオンに対しても、当該ドミニオンの要請と同意がない限り、そのドミニオンの法律の一部として拡張されないことは、安定した立憲的地位に合致するがゆえに。

前述の帝国会議における宣言及び決議を批准、承認、確定するために、連合王国議会の権限によって適切な形法律を立案、制定することが必要であるがゆえに。

カナダ自治領、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、南アフリカ連邦、アイルランド自由国、及びニューファンドランドのそれぞれが、本法の後出の事項と同じく、前述の事項に関する条項を制定するための措置の付託を連合王国議会に対して要請かつ同意してきたがゆえに。

それゆえ今、本法が、現在招集されている議会の、聖俗の上院議員、及び下院議員の助言と同意に基づき、国王陛下によって下記のように制定される。

第1条

本法において、「ドミニオン」という表現は、以下のドミニオンのいずれかを意味する。すなわち、カナダ自治領、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、南アフリカ連邦、アイルランド自由国、及びニューファンドランドである。

第2条第1項

「植民地法の適法性に関する法、1865年」²⁵は、本法の発効後にドミニオンの議会が制定する

25 Colonial Laws Validity Act, 1865 [28 & 29 Vict. Ch. 63. An Act to remove Doubts as to the Validity of Colonial Laws] 「植民地法効力法」や「植民地法有効化法」という訳語もある。註8を参照。

いかなる法律にも適用されない。

第2条第2項

本法発効後にドミニオンの議会在が制定するいかなる法律及び条項も、イングランドの法律、連合王国議会の現行あるいは将来のいかなる法律の条項、あるいはそれらの法律の下でのいかなる命令、規則、規定と矛盾することを理由に無効としたり施行されないことはない。また、そうした法律、規則、規定が当該ドミニオンの法律の一部である場合は、ドミニオンの議会の権限として、廃棄、修正することができる。

第3条

本法により、ドミニオンの議会在が領域外への適用に関する完全な立法権を有することを宣言、制定する。

第4条

本法発効後に連合王国議会在が可決したいかなる法律も、その法律の制定を当該ドミニオンが要請かつ同意した旨をその法律に明記しない限り、そのドミニオンの法律の一部として当該ドミニオンに拡張されることはないし、そうみなされることはない。

第5条

本法の前述の諸条項の通則を侵害することなく、「商船法、1894年」²⁶の第735条及び第736条²⁷の条文中のイギリス領の立法府への付託には、ドミニオンの議会在への付託は含まないと解される。

第6条

本法の前述の諸条項の通則を侵害することなく、「植民地海事裁判法、1890年」²⁸の（国王陛下の随意表明への留保、あるいは施行停止中の条項を含むしかるべき法律を必要とする）第4条、並びに、植民地海事裁判所の業務及び訴訟手続を規定するいかなる裁判所規則に対して枢密院の同意を必要とする第7条は、本法の発効後はいかなるドミニオンにおいても効力を持たない。

26 Merchant Shipping Act, 1894 [57 & 58 Vict. Ch. 60. An Act to consolidate Enactments relating to Merchant Shipping]

27 とともに植民地立法府の権限を規定。

28 Colonial Courts of Admiralty Act, 1890 [53 & 54 Vict. Ch. 27. An Act to amend the Law respecting the exercise of Admiralty Jurisdiction in Her Majesty's Dominions and elsewhere out of the United Kingdom]

第7条第1項

本法のいかなる取り決めも、1867年から1930年の英領北アメリカ法、あるいはそれに基づいて制定された命令、規則、規定の廃棄、修正、変更に適用されるものではない。

第7条第2項

本法の第2条の諸条項は、カナダのどの州の制定する法律にも、州の立法府の権限にも及ばない。

第7条第3項

本法がカナダ議会あるいはカナダの州の立法府に対して付与した権限は、カナダの議会あるいはカナダのそれぞれの州の立法府の管轄内の事項に関する法律の制定に限られる。

第8条

本法のいかなる取り決めも、本法発効前からある法律と合致する場合を除いて、オーストラリア連邦の憲法あるいは憲法、ないしはニュージーランド自治領の憲法を撤廃あるいは変更するいかなる権限も付与するものではない。

第9条第1項

本法のいかなる取り決めも、オーストラリアの諸州の権限内の事項でオーストラリア連邦の議会あるいは政府に権限がない事項に関して法律を制定する権限を、連邦議会に対して付与するものではない。

第9条第2項

本法のいかなる取り決めも、オーストラリアの諸州の権限内の事項でオーストラリア連邦の議会あるいは政府に権限がない事項に関して、連合王国議会が制定する法律にオーストラリア連邦の議会あるいは政府の同意を必要とするものではない。ただし、そうした同意なしに連合王国議会が立法することが本法発効前からの立憲的慣行に合致する場合に限られる。

第9条第3項

本法をオーストラリア連邦に適用する場合、第4条にある要請と同意とは、連邦議会及び政府の要請と同意を意味する。

第10条第1項

本法の次の条項、すなわち、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条のいずれの条項も、ドミニオンの法律の一部として適用される当該ドミニオンに拡張されるものではない。ただし、その条項が当該ドミニオンの議会で採択されている場合や、本法のいずれかの条項を採択する当該議会の法律の規定によって、その採択を本法発効前、あるいは、採択する法律が明記

している時期のいずれかの時点から有効としている場合は除く。

第10条第2項

前述のドミニオンの議会は、いかなる場合でも、本条第1項が言及するいかなる条項の採択も撤回することができる。

第10条第3項

本条が適用されるドミニオンとは、オーストラリア連邦、ニュージーランド自治領、及びニューファンドランドである。

第11条

「法律の解釈に関する法、1889年」²⁹のいかなる取り決めにも関わらず、本法発効後に連合王国議会が可決するいかなる法律においても、「コロニー」という表現は、ドミニオン、あるいはドミニオンの一部を構成する州を含まない。

第12条

本法が引用される場合の名称は「ウェストミンスター法、1931年」とする。

【②原文】³⁰

Statute of Westminster, 1931. [22 Geo. 5. Ch. 4.]

ARRANGEMENT OF SECTIONS.

Section.

1. Meaning of "Dominion" in this Act.
2. Validity of laws made by Parliament of a Dominion.
3. Power of Parliament of Dominion to legislate extraterritorially.
4. Parliament of United Kingdom not to legislate for Dominion except by consent.
5. Powers of Dominion Parliaments in relation to merchant shipping.
6. Powers of Dominion Parliaments in relation to Courts of Admiralty.
7. Saving for British North America Acts and application of the Act to Canada.

²⁹ Interpretation Act, 1889 [52 & 53 Vict. Ch. 62. An Act for consolidating enactments relating to the Constitution of Acts of Parliament and for further shortening the Language used in Acts of Parliament]

³⁰ 出典 : <http://www.legislation.gov.uk>

8. Saving for Constitution Acts of Australia and New Zealand.
9. Saving with respect to States of Australia.
10. Certain sections of Act not to apply to Australia, New Zealand or Newfoundland unless adopted.
11. Meaning of "Colony" in future Acts.
12. Short title.

CHAPTER 4.

An Act to give effect to certain resolutions passed by Imperial Conferences held in the years 1926 and 1930. [11th December 1931.]

WHEREAS the delegates of His Majesty's Governments in the United Kingdom, the Dominion of Canada, the Commonwealth of Australia, the Dominion of New Zealand, the Union of South Africa, the Irish Free State and Newfoundland, at Imperial Conferences holden at Westminster in the years of our Lord nineteen hundred and twenty-six and nineteen hundred and thirty did concur in making the declarations and resolutions set forth in the Reports of the said Conferences:

And whereas it is meet and proper to set out by way of preamble to this Act that, inasmuch as the Crown is the symbol of the free association of the members of the British Commonwealth of Nations, and as they are united by a common allegiance to the Crown, it would be in accord with the established constitutional position of all the members of the Commonwealth in relation to one another that any alteration in the law touching the Succession to the Throne or the Royal Style and Titles shall hereafter require the assent as well of the Parliaments of all the Dominions as of the Parliament of the United Kingdom:

And whereas it is in accord with the established constitutional position that no law hereafter made by the Parliament of the United Kingdom shall extend to any of the said Dominions as part of the law of that Dominion otherwise than at the request and with the consent of that Dominion:

And whereas it is necessary for the ratifying, confirming and establishing of certain of the said declarations and resolutions of the said Conferences that a law be made and enacted in due form by authority of the Parliament of the United Kingdom:

And whereas the Dominion of Canada, the Commonwealth of Australia, the Dominion of New Zealand, the Union of South Africa, the Irish Free State and Newfoundland have

severally requested and consented to the submission of a measure to the Parliament of the United Kingdom for making such provision with regard to the matters aforesaid as is hereafter in this Act contained:

Now, therefore, be it enacted by the King's most Excellent Majesty by and with the advice and consent of the Lords Spiritual and Temporal, and Commons, in this present Parliament assembled, and by the authority of the same, as follows:-----

1. In this Act the expression "Dominion" means any of the following Dominions, that is to say, the Dominion of Canada, the Commonwealth of Australia, the Dominion of New Zealand, the Union of South Africa, the Irish Free State and Newfoundland.

2.-(1) The Colonial Laws Validity Act, 1865, shall not apply to any law made after the commencement of this Act by the Parliament of a Dominion.

(2) No law and no provision of any law made after the commencement of this Act by the Parliament of a Dominion shall be void or inoperative on the ground that it is repugnant to the law of England, or to the provisions of any existing or future Act of Parliament of the United Kingdom, or to any order, rule or regulation made under any such Act, and the powers of the Parliament of a Dominion shall include the power to repeal or amend any such Act, order, rule or regulation in so far as the same is part of the law of the Dominion.

3. It is hereby declared and enacted that the Parliament of a Dominion has full power to make laws having extra-territorial operation.

4. No Act of Parliament of the United Kingdom passed after the commencement of this Act shall extend, or be deemed to extend, to a Dominion as part of the law of that Dominion, unless it is expressly declared in that Act that that Dominion has requested, and consented to, the enactment thereof.

5. Without prejudice to the generality of the foregoing provisions of this Act, sections seven hundred and thirty-five and seven hundred and thirty-six of the Merchant Shipping Act, 1894, shall be construed as though reference therein to the Legislature of a British possession did not include reference to the Parliament of a Dominion.

6. Without prejudice to the generality of the foregoing provisions of this Act, section four of the Colonial Courts of Admiralty Act, 1890 (which requires certain laws to be reserved for the signification of His Majesty's pleasure or to contain a suspending clause), and so much of section seven of that Act as requires the approval of His Majesty in Council to any rules of Court for regulating the practice and procedure of a Colonial Court of Admiralty, shall cease to have effect in any Dominion as from the commencement of this Act.

7.-(1) Nothing in this Act shall be deemed to apply to the repeal, amendment or alteration of the British North America Acts, 1867 to 1930, or any order, rule or regulation made thereunder.

(2) The provisions of section two of this Act shall extend to laws made by any of the provinces of Canada and to the powers of the legislatures of such Provinces.

(3) The powers conferred by this Act upon the Parliament of Canada or upon the legislatures of the Provinces shall be restricted to the enactment of laws in relation to matters within the competence of the Parliament of Canada or of any of the legislatures of the Provinces respectively.

8. Nothing in this Act shall be deemed to confer any power to repeal or alter the Constitution or the Constitution Act of the Commonwealth of Australia or the Constitution Act of the Dominion of New Zealand otherwise than in accordance with the law existing before the commencement of this Act.

9.-(1) Nothing in this Act shall be deemed to authorise the Parliament of the Commonwealth of Australia to make laws on any matter within the authority of the States of Australia, not being a matter within the authority of the Parliament or Government of the Commonwealth of Australia.

(2) Nothing in this Act shall be deemed to require the concurrence of the Parliament or Government of the Commonwealth of Australia in any law made by the Parliament of the United Kingdom with respect to any matter within the authority of the States of Australia, not being a matter within the authority of the Parliament or Government of the Commonwealth of Australia, in any case where it would have been in accordance with the constitutional practice existing before the commencement of this Act that the Parliament of the United Kingdom should make that law without such concurrence.

(3) In the application of this Act to the Commonwealth of Australia the request and consent referred to in section four shall mean the request and consent of the Parliament and Government of the Commonwealth.

10.(1) None of the following sections of this Act, that is to say, sections two, three, four, five and six, shall extend to a Dominion to which this section applies as part of the law of that Dominion unless that section is adopted by the Parliament of the Dominion, and any Act of that Parliament adopting any section of this Act may provide that the adoption shall have effect either from the commencement of this Act or from such later date as is specified in the adopting Act.

(2) The Parliament of any such Dominion as aforesaid may at any time revoke the adoption of any section referred to in subsection (1) of this section.

(3) The Dominions to which this section applies are the Commonwealth of Australia, the Dominion of New Zealand and Newfoundland.

11. Notwithstanding anything in the Interpretation Act, 1889, the expression “Colony” shall not, in any Act of the Parliament of the United Kingdom passed after the commencement of this Act, include a Dominion or any Province or State forming part of a Dominion.

12. This Act may be cited as the Statute of Westminster, 1931.

【付記】 本稿は、2014～2015年度日本学術振興会科学研究費補助金による研究成果の一部である。